

鹿児島県在籍型出向等支援協議会開催要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、鹿児島県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という）を設置・開催する。

2 構成員

地域協議会は、以下に掲げる者を参集者として構成する。

(1) 経済団体

鹿児島県経営者協会
鹿児島県中小企業団体中央会
鹿児島県商工会連合会
鹿児島県商工会議所連合会

(2) 労働者団体

日本労働組合総連合会鹿児島県連合会

(3) 金融機関

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島興業信用組合

(4) 出向支援機関

公益財団法人 産業雇用安定センター鹿児島事務所

(5) 都道府県社会保険労務士会

鹿児島県社会保険労務士会

(6) 関係行政機関

鹿児島県
経済産業省 九州経済産業局
国土交通省 九州地方整備局
国土交通省 九州運輸局
国土交通省 大阪航空局 福岡空港事務所
農林水産省 九州農政局
鹿児島労働局

3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等、現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関する事。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事。
- (5) 各種出向支援策の共有など、出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (6) その他、必要な事項に関する事。

4 事務局

地域協議会の事務局は、鹿児島労働局職業安定部に置く。

5 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。